

## 半田市市民活動助成金交付要綱

### (目 的)

第1条 この要綱は、市民活動団体の自発的及び自立的な活動を促進するため、市民活動団体が行う事業に対し、予算の範囲内において交付する半田市市民活動助成金（以下「助成金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

### (定 義)

第2条 この要綱において、「市民活動団体」とは、市民による自主的かつ継続的で、営利を目的としない公益的な活動（以下「市民活動」という。）を行っている団体をいう。

### (助成金対象団体)

第3条 助成金の対象は、次の各号のいずれにも該当する市民活動団体とする。

- (1) 構成員が2人以上であること。
- (2) 規約等を持ち継続的な市民活動を行う、又はこれから行う予定があること。
- (3) 宗教活動又は政治活動（選挙活動を含む。）を目的としていないこと。

### (助成金の種類等)

第4条 助成金の種類は、次に掲げる3種類とする。

- (1) オープンコラボ部門助成金 設立後1年以上の市民活動団体が、市内の学校（小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学及び専門学校をいう。）、自治区又は地域コミュニティ、市民活動団体、企業のほか、市長が適当と認める組織・団体と協働して企画実施する事業に対する助成金
- (2) 行政コラボ部門助成金 設立後1年以上の市民活動団体が、市と協働して、半田市総合計画に掲げられた施策推進のために企画実施する事業に対する助成金
- (3) はじめの一步プラス部門助成金 設立後3年以内で、かつ、過去に前2号の助成金の交付を受けていない市民活動団体が実施する事業及び当該団体の運営に対する助成金

2 助成金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) オープンコラボ部門助成金 助成金の交付対象となる経費（以下「対象経費」という。）の4分の3以内の額で、100万円を限度とする。
- (2) 行政コラボ部門助成金 対象経費の10分の9以内の額で、100万円を限度とする。2回目以降にあたっては、対象経費の4分の3以内の額で、100万円を限度とする。

- (3) はじめの一步プラス部門助成金 対象経費の10分の9以内の額で、10万円を限度とする。2回目にあたっては対象経費の4分の3以内の額で、10万円を限度とし、3回目にあたっては対象経費の2分の1以内の額で、10万円を限度とする。
- 3 前項各号の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 4 同一団体が受給できる助成金の回数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める回数とする。
- (1) オープンコラボ部門助成金及び行政コラボ部門助成金 同一年度につき、各部門のうちいずれか1回、同一事業を継続する場合は、原則各部門を合わせて3回を限度とする。
- (2) はじめの一步プラス部門助成金 同一年度につき1回、1団体につき3回を限度とする。
- 5 はじめの一步プラス部門助成金の交付を受ける団体は、助成金の交付決定後、市が実施する育成支援研修等に参加するものとする。
- (助成金対象事業)
- 第5条 助成金の交付対象となる事業(以下「対象事業」という。)は、市民活動団体が市内において新たに実施する市民活動で、同一年度内に着手し完了できる事業とする。ただし、市が交付する他の助成金等又は国、他の地方公共団体、民間団体等による助成金等を受ける事業は、対象事業としないものとする。
- (交付対象経費)
- 第6条 対象経費は、対象事業に要する経費のうち、別表に定めるものとする。
- (公募の方法)
- 第7条 助成金に係る公募は、市報及びホームページへの掲載、公共施設等への募集要領の設置その他市長が適当と認める方法により行うものとする。
- (事業採択申請)
- 第8条 助成金の交付を受けようとする団体(以下「申請団体」という。)は、市長が定める期間内に半田市市民活動助成金提案事業採択申請書(様式第1。以下「申請書」という。)に必要書類を添付して市長に提出しなければならない。
- 2 同一の申請団体が提出できる申請書は、1回の公募について1事業とする。
- (審査等)
- 第9条 市長は、前条の申請書を受理したときは、速やかに審査し、提案事業の適否及び助成予定額を決定するとともに、その結果を半田市市民活動助成金提案事業採択(不採択)通知書(様式第2)により申請団体へ通知するものとする。

2 前項に規定する審査は、半田市市民活動助成金審査会（以下「審査会」という。）が別に定める半田市市民活動助成金審査会設置要領に従い、次に掲げる2回の審査により行うものとする。

（1）第1次審査 申請書一式による書類審査

（2）第2次審査 第1次審査通過団体について、当該団体による提案説明による審査

3 前項の規定にかかわらず、行政コラボ部門助成金の審査は、提案説明による審査のみにより行うものとし、はじめの一步プラス部門助成金の審査は書類審査のみにより行うものとする。この場合において、審査会は申請団体に対し審査のために必要な事項について照会を行い、報告を求めることができる。

（交付申請）

第10条 前条第1項の規定により、助成事業として採択する旨の通知を受けた申請団体は、市長が定める期間内に半田市市民活動助成金交付申請書（様式第3）を市長に提出しなければならない。

（交付の決定）

第11条 市長は、前条の申請書を受理したときは、速やかに内容を審査し、助成の可否を決定するとともに、その結果を半田市市民活動助成金交付（不交付）決定通知書（様式第4）により申請団体に通知するものとする。

2 市長は、必要と認めるときは、助成金の交付の決定について、条件を付することができる。

（対象事業の変更）

第12条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた団体（以下「交付決定団体」という。）は、対象事業の計画又は予算の変更をしようとするときは、あらかじめ、半田市市民活動助成金事業計画変更申請書（様式第5）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合は、速やかに内容を審査し、半田市市民活動助成金変更交付決定通知書（様式第6）により交付決定団体に通知するものとする。

（実績報告書の提出）

第13条 交付決定団体は、対象事業が完了したときは、半田市市民活動助成金交付対象事業実績報告書（オープンコラボ部門助成金及び行政コラボ部門助成金にあっては別記様式第7-1、はじめの一步プラス部門助成金にあっては別記様式第7-2）に必要書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 交付決定団体は、対象事業が予定の期間内に完了しないとき、又は対象事業の遂行が困難となったときは、遅滞なく市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(助成金の額の確定)

第14条 市長は、前条の実績報告書に基づき助成金の額を確定し、半田市市民活動助成金交付確定通知書(様式第8)により、交付決定団体に通知するものとする。

(助成金交付請求)

第15条 前条の規定により助成金の交付確定通知書を受けた団体は、速やかに、半田市市民活動助成金交付請求書(様式第9)を市長に提出しなければならない。

2 前条の規定にかかわらず、交付決定団体が事業の完了前に助成金を前金払により受けようとするときは、半田市市民活動助成金前金払請求書(様式第10)を市長に提出しなければならない。この場合において、前金払により交付を受けることができる助成金の額は、交付決定額の10分の7以下の額とする。

(助成金の返還)

第16条 市長は、助成金の交付を受けた団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正の手段等により、助成金の交付を受けたことが判明したとき。

(2) 助成金を対象事業以外又は対象経費以外に使用したとき。

(3) 助成を受けた事業を中止し、縮小し、又は期限内に完了できなかったとき。

(関係帳簿の整備)

第17条 交付決定団体は、対象事業の収支に関する帳簿及び証拠書類を整備し、5年間これを保管しておかななければならない。

(情報の開示)

第18条 市長は、この要綱の規定に基づき助成金を交付した団体の名称、対象事業の内容、助成金の額等を公表するものとする。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(助成金額に係る経過措置)

2 第4条第2項第1号の規定にかかわらず、自治活動を行う区が、平成23年度において、同号の助成金を申請する場合の助成金額は、次に掲げる額の合計金額とする。

(1) 対象経費が10万円以下の分については全額

(2) 10万円を超えた分については、当該金額の2分の1の額。ただし、90万円を限度とする。

附 則

この要綱は、平成24年1月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年12月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年12月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この要綱の規定に基づく申請の手続その他の行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この要綱の規定に基づく申請の手続その他の行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この要綱の規定に基づく申請の手続その他の行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この要綱の規定に基づく申請の手続その他の行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この要綱の規定に基づく申請の手続その他の行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この要綱の規定に基づく申請の手続その他の行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この要綱の規定に基づく申請の手続その他の行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この要綱の施行の日前に改正前の半田市市民活動助成金交付要綱（以下「旧要綱」という。）第4条第1項第2号に定めるコラボレーション部門助成金の交付を受けた事業は、改正後の半田市市民活動助成金交付要綱（以下「新要綱」という。）第4条第1項第1号に定めるオープンコラボ部門助成金の交付を受けた事業とみなす。

- 4 この要綱の施行の日前に旧要綱第4条第1項第3号に定めるチャレンジ部門助成金の交付を受けた事業は、新要綱第4条第1項第2号の行政コラボ部門助成金の交付を受けた事業とみなす。

- 5 この要綱の施行の日前に旧要綱第4条第1項第4号に定めるはじめの一步部門助成金の交付を受けた事業は、新要綱第4条第1項第3号のはじめの一步プラス部門助成金の交付を受けた事業とみなす。

- 6 この要綱の施行の日前に旧要綱第4条第1項第1号に定めるステップアップ部門の助成金の交付を受けた事業であって、その助成金の回数が3回未満のものに係る助成金の回数は、新要綱第4条第4項第1号に定める各部門を合わ

せた3回から差し引いた数とする。

別表（第6条関係）

費目	説明
報償費	講師謝礼、調査・研究の報償費など
旅費	交通費、通行料など
需用費	文具費、印刷製本費など
役務費	郵便料、通信料、保険料など
委託費	専門的な技術等を要する業務を外部に委託する場合など
使用料	会場使用料など
備品費	対象事業に必要な不可欠なものに限る。
賃借料	車両・機械などの賃借料など。事務所借上料については事務所などが対象事業の直接サービスの提供場所となる場合に限る。
その他	上記以外の経費で市長が適当と認めるもの

注1) 飲食及び親睦に要する経費は、当該経費が対象事業の実施に不可欠である場合を除き、対象外とする。

注2) 備品費は、助成額の2分の1を限度とする。また、パソコン、カメラ等の他の事業においても使用可能な汎用性の高い物品の購入費は、はじめの一步プラス部門助成金のみ対象とする。

注3) 事務所経費のうち、家賃、光熱水費、毎月の電話代、コピー機レンタル料等については、はじめの一步プラス部門助成金のみ対象とする。

様式第1（第8条関係）

年 月 日

半田市長 殿

<申請者>

所在地 \_\_\_\_\_

団体名 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

## 半田市市民活動助成金提案事業採択申請書

半田市市民活動助成金の交付を受けるための提案事業としての採択を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 助成金の種類（いずれか該当するものに☑）

オープンコラボ部門助成金

行政コラボ部門助成金

はじめの一步プラス部門助成金

2 事業の名称 \_\_\_\_\_

3 事業費総額

金 \_\_\_\_\_

円

4 添付書類

(1) 事業計画書（オープンコラボ部門は別紙1-1及び別紙1-3、行政コラボ部門は別紙1-1及び別紙1-4、はじめの一步プラス部門は別紙1-2）

(2) 収支予算書（別紙2）

(3) 団体の規約その他これに類するもの

(4) 団体の収支予算書（ただし上記（2）に掲げる収支予算書と同一の場合は不要）

(5) 前各号に掲げるもののほか、団体の活動内容等がわかるパンフレット、ちらし等市長が指定するもの

事業計画書

(オープンコラボ部門・行政コラボ部門 助成金)

1 事業の名称	
2 事業主体	(所在地) (団体名) (代表者氏名)
3 事業期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 市民ニーズや地域課題との関連	
5 事業目的	
6 事業内容 (実施日時)	
(場所)	
(内容)	
(対象・参加予定者数)	
(実施体制・連携先)	
(広報方法)	
7 事業の特徴 ・PR	
8 期待される効果	
9 次年度以降の事業展開	
10 その他	【SDGs】

※ 記入欄が不足するときは、別紙を添付してください。

様式第1別紙1-2・様式第5別紙1-2

事業計画書（はじめの一步プラス部門助成金）

1 事業の名称	
2 事業主体	(所在地) (団体名) (代表者氏名)
3 事業期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 市民ニーズや地域課題との関連	
5 事業目的	
6 事業内容 (実施日時)	
(場所)	
(内容)	
(対象・参加予定者数)	
(実施体制・連携先)	
(広報方法)	
7 事業の特徴・PR	
8 期待される効果	(市民・対象者)
	(自団体・同会員)
	(その他)
9 次年度以降の事業展開	
10 その他	【SDGs】

※ 記入欄が不足するときは、別紙を添付してください。

オープンラボ部門 協働確認書  
団体名

<p>1 協働団体</p> <p>※協働する団体についてすべて記入のこと</p>	<p>(所在地)</p> <p>(団体名)</p> <p>(代表者氏名)</p> <hr/> <p>(所在地)</p> <p>(団体名)</p> <p>(代表者氏名)</p>
<p>2 協働の内容、 それぞれが担 う役割及び効 果</p>	

※記入欄が不足するときは、別紙を添付してください。

行政コラボ部門 協働確認書  
 団体名

1 総合計画施策	章		
	基本施策		
	単位施策		
	個別施策		
2 所管課等			
3 協働の内容、それぞれが担う役割及び施策推進の効果			

※記入欄が不足するときは、別紙を添付してください。

## 収支予算書

団体名 \_\_\_\_\_

収入

(単位:円)

科 目	金 額	内 訳
半田市助成金 事業収入 寄付金 自己資金		
計		

支出

(単位:円)

科 目	金 額	内 訳
報償費		
旅費		
需用費		
役務費		
委託費		
使用料		
備品費		
賃借料		
計		

※ 助成金を申請する事業に係る収支予算だけ記載してください。

様式第2（第9条関係）

半市協第 号  
年 月 日

団体名

代表者 様

半 田 市 長 印

## 半田市市民活動助成金提案事業採択（不採択）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった半田市市民活動助成金提案事業採択申請  
についての審査結果を、半田市市民活動助成金交付要綱第9条の規定により通知します。

1 助成金の種類（いずれか該当するものに☑）

- オープンラボ部門助成金  
行政コラボ部門助成金  
はじめの一步プラス部門助成金

2 助成の可否 可 ・ 否

（否の場合は、その理由）

3 事業の名称 \_\_\_\_\_

4 助成を可とする場合の事業採択決定額

金 \_\_\_\_\_ 円

5 交付条件

注 この通知は市民活動助成金事業としての採択の決定であり、交付申請に対して、交付  
決定がされない場合又は交付金額についての変更をすることがあります。

様式第3（第10条関係）

年 月 日

半田市長殿

<申請者>

所在地 \_\_\_\_\_

団体名 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

## 半田市市民活動助成金交付申請書

半田市市民活動助成金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。なお、下記事業について、国・県、民間団体等から助成金等を受けることはありません。

記

1 助成金の種類（いずれか該当するものに☑）

オープンラボ部門助成金

行政コラボ部門助成金

はじめの一步プラス部門助成金

2 事業の名称 \_\_\_\_\_

3 助成申請額

金 \_\_\_\_\_

円

（算出基礎）

助成対象事業に要する総事業額 (a)	円
助成申請額：オープンラボ部門 (a)×3/4 以内 行政コラボ部門 (a)×9/10 以内 (2年目以降 (a)×3/4 以内) はじめの一步プラス部門(a)×9/10 以内 (2年目 (a)×3/4 以内) (3年目 (a)×1/2 以内)	円
上限 100万円（オープンラボ部門） 100万円（行政コラボ部門） 10万円（はじめの一步プラス部門）	

注 地方自治法第199条第7項の規定により、市の監査委員が助成対象事業に係る出納その他について監査することがあります。

様式第4（第11条関係）

半市協第 号  
年 月 日

団体名

代表者 様

半 田 市 長 印

## 半田市市民活動助成金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった半田市市民活動助成金交付申請についての審査結果を、半田市市民活動助成金交付要綱第11条の規定により通知します。

1 助成金の種類（いずれか該当するものに☑）

- オープンコラボ部門助成金  
行政コラボ部門助成金  
はじめの一步プラス部門助成金

2 助成の可否 可 ・ 否

（否の場合は、その理由）

3 事業の名称 \_\_\_\_\_

4 助成を可とする場合の交付決定額

金 \_\_\_\_\_ 円

注 地方自治法第199条第7項の規定により、市の監査委員が助成対象事業に係る出納その他について監査することがあります。

様式第5（第12条関係）

年 月 日

半 田 市 長 殿

<申請者>

所在地 \_\_\_\_\_

団体名 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

### 半田市市民活動助成金事業計画変更申請書

年 月 日付け 半市協第 \_\_\_\_\_ 号で交付決定のあった半田市市民活動助成金については、下記のとおり事業計画を変更したいので承認してください。

1 助成金の種類（いずれか該当するものに☑）

- オープンラボ部門助成金
- 行政コラボ部門助成金
- はじめの一步プラス部門助成金

2 変更する事項

変 更 前	変 更 後

3 変更する理由

添付書類

(1) 事業計画書（オープンラボ部門は別紙1-1及び別紙1-3、行政コラボ部門は別紙1-1及び別紙1-4、はじめの一步プラス部門は別紙1-2）

(2) 収支予算書（別紙2）

※ (1)、(2)とも変更内容を明確に記入してください。

様式第6（第12条関係）

半市協第 号  
年 月 日

団体名

代表者 様

半田市長

印

## 半田市市民活動助成金変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった半田市市民活動助成金変更交付申請についての審査結果を、半田市市民活動助成金交付要綱第12条第2項の規定により通知します。

1 助成金の種類（いずれか該当するものに☑）

- 行政コラボ部門助成金  
オープンコラボ部門助成金  
はじめての一步プラス部門助成金

2 事業の名称 \_\_\_\_\_

3 変更交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円

4 理 由

表

様式第7-1 (第13条関係)

## 半田市市民活動助成金交付対象事業実績報告書

年 月 日

半 田 市 長 殿

<申請者>

所在地 \_\_\_\_\_

団体名 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

年 月 日付け 半市協第 \_\_\_\_\_ 号で交付決定のあった半田市市民活動助成金交付対象事業について、下記のとおり実施しましたので、その実績を報告します。

記

助成金の種類 (いずれか該当するものに○)	オープンラボ部門助成金 行政コラボ部門助成金
事業の名称	
交付決定額	金 円

## 裏

1 事業期間	年 月 日から 年 月 日まで
2 市民ニーズや地域課題との関連 ※申請書から転記	
3 事業の目的 ※申請書から転記	
4 事業内容 (実施日時)	
(場所)	
(内容)	
(対象・参加者数)	
(実施体制・連携先)	
(広報方法)	
5 事業の特徴・PR ※申請書から転記	
6 得られた効果	
7 次年度以降の事業展開 ※当該事業の今後の展開を該当に☑して記載	<input type="checkbox"/> 拡大して継続 <input type="checkbox"/> このまま継続 <input type="checkbox"/> 縮小して継続 <input type="checkbox"/> 当該活動を終了する
8 その他	

※ 記入欄が不足するときは、別紙を添付してください。

※ 添付書類 (1) 収支決算書 (別紙1)

(2) 事業実施の際使用した各種資料

表

様式第7-2（第13条関係）

## 半田市市民活動助成金交付対象事業実績報告書

年 月 日

半 田 市 長 殿

<申請者>

所在地 \_\_\_\_\_

団体名 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

年 月 日付け 半市協第 号で交付決定のあった半田市市民活動助成金交付対象事業について、下記のとおり実施しましたので、その実績を報告します。

記

助成金の種類	はじめての一步プラス部門助成金
事業の名称	
交付決定額	金 円

## 裏

1 事業期間	年 月 日から 年 月 日まで
2 市民ニーズや地域課題との関連 ※申請書から転記	
3 事業の目的 ※申請書から転記	
4 事業内容 (実施日時)	
(場所)	
(内容)	
(対象・参加者数)	
(実施体制・連携先)	
(広報方法)	
5 事業の特徴・PR ※申請書から転記	
6 得られた効果	(1)市民・対象者
	(2)自団体・同会員
	(3)その他
7 次年度以降の展望 ※当該事業（又は団体運営）の今後の方針該当に☑して記載	<input type="checkbox"/> 拡大して継続 <input type="checkbox"/> このまま継続 <input type="checkbox"/> 縮小して継続 <input type="checkbox"/> 当該活動を終了する
8 その他	

※ 記入欄が不足するときは、別紙を添付してください。

- ※ 添付書類 (1) 収支決算書 (別紙1)  
(2) 事業実施の際使用した各種資料

収 支 決 算 書  
団体名 \_\_\_\_\_

## 収入

(単位:円)

科 目	決算額	予算額	差引	内 訳
半田市助成金 事業収入 寄付金 自己資金				
計				

## 支出

(単位:円)

科 目	決算額	予算額	差引	内 訳
報償費				
旅費				
需用費				
役務費				
委託費				
使用料				
備品費				
賃借料				
計				

※ 助成金を申請した事業に係る収支決算額等を記載してください。

様式第8（第14条関係）

半市協第 号  
年 月 日

団体名

代表者

様

半田市長

印

## 半田市市民活動助成金交付確定通知書

年 月 日付けで申請があり、年 月 日付け 半市協第 号  
で交付決定した事業の助成金交付額が次のとおり確定しましたので、半田市市民活動助成金交付  
要綱第14条の規定により通知します。

1 助成金の種類（いずれか該当するものに☑）

- オープンラボ部門助成金
- 行政コラボ部門助成金
- はじめの一步プラス部門助成金

2 事業の名称 \_\_\_\_\_

3 交付確定額 金 \_\_\_\_\_ 円

4 理 由

## 半田市市民活動助成金交付請求書

年 月 日

半 田 市 長 殿

<請求者>

所在地 \_\_\_\_\_

団体名 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

年 月 日付け 半市協第 \_\_\_\_\_ 号で交付確定のあった半田市市民活動助成金（オープンコラボ部門助成金 ・ 行政コラボ部門助成金 ・ はじめの一步プラス部門助成金 ）について、下記の口座に振り込んでください。なお、上記申請者と口座名義に相違がある場合は、下記口座名義の者に受領を委任します。

### 記

- 1 交 付 確 定 額 金 \_\_\_\_\_ 円
- 2 既 受 領 額 金 \_\_\_\_\_ 円
- 3 今 回 請 求 額 金 \_\_\_\_\_ 円

### ■振込先

(フリガナ) 口座名義								
金融機関								銀行
								支店
口座番号	普通							
	当座							

様式第10（第15条関係）

## 半田市市民活動助成金前金払請求書

年 月 日

半 田 市 長 殿

<請求者>

所在地 \_\_\_\_\_

団体名 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

年 月 日付け 半市協第 号で交付決定のあった半田市市民活動助成金  
(オープンコラボ部門助成金 ・ 行政コラボ部門助成金 ・ はじめの一步プラス部門助成金 )  
について、下記のとおり前金払してください。なお、上記申請者と口座名義に相違がある場合は、  
下記口座名義の者に受領を委任します。

### 記

1 交 付 決 定 額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 前 金 払 請 求 額 金 \_\_\_\_\_ , 0 0 0 円

※前金払請求額は、交付決定額の10分の7の額を上限とする。

### ■振込先

(フリガナ) 口座名義								
金融機関								銀行 ・ 金庫
								本店 ・ 支店
口座番号	普通							
	当座							